

## 設計・測量等における電子入札の実施 及び一般競争入札（条件付）への一部移行について

横浜市では令和元年10月1日以降に公告又は指名を行う水道局、交通局及び消防局の設計・測量等の入札案件を対象に、原則、電子入札を実施するとともに、公募型指名競争入札を適用しているもの限り、一般競争入札（条件付）へ移行します。（上記3局以外の区局については、令和2年7月以降に導入予定）

また、以下の電子入札案件の最低制限価格の算定において、ランダム係数を導入します。

- 1 電子入札及び一般競争入札（条件付）移行が適用される種目  
建築設計（監理を含む）、設備設計、土木設計、造園設計、建設コンサルタント等の業務、測量、地質調査、不動産鑑定

※指名競争入札を適用している案件については、入札方式の変更はありません。

- 2 電子入札が適用される入札方式  
指名競争入札、一般競争入札（条件付）、一般競争入札（WTO）

- 3 最低制限価格の算定におけるランダム係数の導入

上記3局の設計・測量等において電子入札システムを利用する案件に限り、最低制限価格の算定方法（【率】または【算出式】）にかかわらず、最低制限価格はランダム係数を乗じて得た額となります。

### <ランダム係数>

電子入札システムによって1.0000から1.0050の範囲内で無作為抽出される数値です。

※ヨコハマ・入札のとびら>設計・測量等に関するお知らせ>2019年3月26日 【再掲】（修正版）  
設計・測量等における最低制限価格制度及び入札手続の一部見直しについて」

電子入札に初めて参加される方は、横浜市電子入札システムへのご対応（ICカードの取得やPCの設定など）をお願いいたします。すでに電子入札をご利用されている方は、ICカードの名義人が、横浜市一般競争入札有資格者名簿における「代表者又は受任者」であることを確認してください。（代表者又は受任者以外の名義人で行った入札は無効となります。）

なお、一般競争入札（WTO）の案件を除き、電子入札の対象となる案件では、紙での「入札参加の申込」や「入札書の提出」などはできませんのでご注意ください。（ただし、「横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）」に定めるやむを得ない事情があると認められた場合を除く。）

詳細については、「ヨコハマ・入札のとびら」⇒「電子入札」でご確認ください。

<ご不明な点は【電子入札ヘルプデスク】へ 045（662）7992 >

開設時間：午前9時から午後5時まで（※土、日及び祝日は除く）